新型コロナウイルス感染症に関する法改正に伴う商品(特約)の改定について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年2月1日以降、特定感染症を補償する各種商品について新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする商品(特約)の改定を実施しておりますが、2021年2月13日の「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが変更となったことから、当該商品(特約)について法改正に対応した内容へ改定しますのでお知らせいたします。

2021年4月9日 セコム損害保険株式会社

記

概要

(1) 商品(特約)の改定概要

下表のとおりです。

(新型コロナウイルス感染症の定義を法改正後の内容に置き換える等の形式的な変更であり、実質的な変更はありません。)

保険種目	改定前	改定後	備考
①特定感染症危険「後途 入院保険金、通院保 費用保険金」補償特約 +(自動付) ②新型コロナウイルス感勢 特約(※) 個人向け商品 (各種傷害保険) ※①における「特定感染症の気 新型コロナウイルス感染症の気 新型コロナウイルス感染症の気	※①における「特定感染症」に下記新型コロナウイルス感染症の定義を追加新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型	【新型コロナウイルス感染症の補償】 ①特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約(※) ※「特定感染症」の定義に下記新型コロナウイルス感染症の定義を記載。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第7項第3号に定める新型コロナウイルス感染症(注1)(注1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(注2)であるものに限ります。(注2)令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。	①の特別のでは、 ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
企業向け商品 (企業向け火災保険・ 賠償責任保険)	企業向け火災保険・賠償責任保険における新約款(特約)の構成に変更ありません。 新型コロナウイルス感染症の定義のみ、傷害保 (※)具体的には、普通火災保険・店舗総合 総合保険の「新型コロナウイルス感染症 染症利益補償特約に自動付帯)」、公 ム安心総合賠償責任保険(店舗特別 ルス感染症に関する緊急対応費用補係 付帯)」をいいます。		

(2) 改定の対象契約

上記(1)の改定は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行日である 2021年2月13日に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ●2021年2月13日が保険期間に含まれる契約
- ●2021年2月13日以降保険始期契約
- (3)特約の変更内容(現行の特約を下記のとおり読み替えて適用します。)
- ① 個人向け商品(各種傷害保険)

■特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

(下記読替えに伴い、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」は廃止)

読替前		読替後				
第1条 (用語の定義)		第1条 (用語の定義)				
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に		この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に				
よります。		ょ	ります。			
用語	定義			用語	定義	
<中略>			<中略>			
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者			特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者	
	に対する医療に関する法律(平成10				に対する医療に関する法律(平成10	
	年法律第114号)第6条(定義				年法律第114号)第6条(定義	
	等) 第2項に定める一類感染症、同				等)第2項に定める一類感染症、同	
	条第3項に定める二類感染症または				条第3項に定める二類感染症もしく	
	同条第4項に定める三類感染症をい				は同条第4項に定める三類感染症ま	
	います。				たは同条第7項第3号に定める新型	
					コロナウイルス感染症(注1)をいい	
					ます。	
					(注1)病原体がベータコロナウイ	
					ルス属のコロナウイルス(注 2)であ	
					るものに限ります。	
					(注2) 令和2年1月に、中華人	
					民共和国から世界保健機関に対	
					して、人に伝染する能力を有する	
					ことが新たに報告されたものに限り	
					<u>ます。</u>	
<以下省略>				<以下省略>		

② 企業向け商品

【改定約款】

- <普通火災保険・店舗総合保険>
 - ·休業損失補償特約
- <企業費用·利益総合保険>
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約(食中毒・感染症利益補償特約に自動付帯)
- <生産物賠償責任保険・旅館賠償責任保険・セコム安心総合賠償責任保険(店舗特別約款付帯の賠償責任保険>
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約(食中毒・感染症利益補償特約に自動付帯)

改定前(2021年1月以降保険始期契約)(※)			改定後(2021年2月13日改定)			
第1条(用語の定義)		第	第1条 (用語の定義)			
<中 略>			<中 略>			
用語	定義			用語	定義	
<中 略>					<中 略>	
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症を指定感			新型コロナ	感染症の予防及び感染症の患者に	
ウイルス	染症として定める等の政令(令和2年		1	ウイルス	対する医療に関する法律(平成10年	
感染症	政令第11号)第1条により指定された		į.	感染症	法律第114号)第6条(定義等)第	
	新型コロナウイルス感染症をいいます。				7項第3号に定める新型コロナウイルス	
					感染症(病原体がベータコロナウイルス	
					属のコロナウイルス(令和2年1月に、中	
					華人民共和国から世界保健機関に対し	
					て、人に伝染する能力を有することが新	
					たに報告されたものに限ります。)である	
					ものに限ります。) をいいます。	
<以下省略>			_		<以下省略>	

- (※) 次に掲げる特約を付帯した契約のうち、2020年2月1日が保険期間に含まれる契約および2020年2月1日から 2020年12月31日までに保険始期を有する契約に適用される「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」に規定 する新型コロナウイルス感染症の定義につきましても上記の改定後の定義に読み替えて適用します。
 - ・普通火災保険・店舗総合保険の「休業損失補償特約」
 - ・企業費用・利益総合保険の「食中毒・感染症利益補償特約」
 - ・生産物賠償責任保険・旅館賠償責任保険・セコム安心総合賠償責任保険(店舗特別約款付帯の賠償責任保険)の「食中毒・感染症利益補償特約」